

取組4 障がい者の自立支援

取組の評価 2.8 一部に改善を要する

< 取組4 の基本方針 >

- 1 地域での生活環境の整備
- 2 在宅福祉サービスの充実

- 3 就労の支援
- 4 社会参加の環境整備

【取組の目的】 障がいのある人の自立を支援し、住み慣れた地域でその人らしく生活できる環境を整備します。

『取組』に係る社会の動向と本市の現状

1 社会の動向

- ◎ 平成25年4月1日、「障害者総合支援法」が施行され、改正障害者基本法を踏まえ、法の目的規定を改正し、基本理念を創出することにより、これまでの「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」となるとともに、制度の谷間のない支援を提供するため、障害者の定義に新たに難病等も追加されることとなった。
- ◎ 平成24年10月1日、「障害者虐待防止法」が施行され、国や地方公共団体等に障害者虐待の防止等のための責務が課され、障害者に対する虐待を見つけた人には市町村への通報が義務化された。
- ◎ 障がい者（児）福祉はサービス利用等に係る“支援費制度”を中心に取り組まれてきたが、利用者の急増に伴う費用の増大等により、制度の維持が困難になってきたことから、平成18年4月より『障害者自立支援法』により、身体・知的・精神”の3障がいのサービス提供主体が市町に一元化されるなど、新たな“地域生活支援施策”が展開されている。また、日中活動や住居確保についても、サービス類型の見直し等が図られることになっており、市町は地域の実情に応じて、相談や移動支援等の“地域生活支援事業”を実施するとともに、『障害福祉計画』を策定し、域内のサービス提供体制の確保に努めていくことを定めている。なお、障害者自立支援等の改正により、平成24年4月1日から、相談支援の充実、障害児支援の強化等が行われている。
- ◎ 事業主に義務づけられている障がい者の法定雇用率が見直され、平成25年4月から引き上げられた。（民間企業1.8%→2.0%、地方公共団体等2.1%→2.3%）

2 本市の現状（主な取組）

- ◎ 平成23年8月の『障害者基本法』の抜本的改正や平成25年4月の『障害者総合支援法』の施行、県の『第2次静岡県障害者計画（ふじのくに障害者プラン21）』との整合性を図りながら、本市では、平成25年3月に『袋井市第2次障害者計画（計画期間：平成24年度～平成29年度）』を策定した。
- ◎ 本市の総人口に対する障害者の比率は、年々増加傾向（特に精神障害者）となっている。（H20：3.54%、H21：3.71%、H22：3.83%、H23：3.91%）
- ◎ 発達障がいの発見率が上昇しており、健診と連携した相談支援及び早期療育により、幼児期から成長に応じた支援を行うため、平成22年5月から子ども早期療育支援センター『はぐくみ』を開設し、“児童デイサービス事業（親子教室と並行通園）”を実施している。平成25年4月には、子どもに関わる教育、保健、福祉などを総合的に担当する「子ども支援室」を設置し、専門相談員などによる支援や相談業務を充実させていく。
- ◎ 景気回復の兆しが見えない中、障がい者の就労の場の確保が困難になっており、ハローワークとの連携による相談支援を行うとともに、福祉的就労及び日中活動の場の施設整備の対応も併せて検討する必要がある。
- ◎ 社会環境の変化による精神疾患・障がいが増加しており、グループホームや通所施設の新設等も含めた、地域生活のための多様な対応が求められている。
- ◎ 平成25年4月1日に施行された、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づいて、市役所の物品等の調達方針を定め、障害者就労施設の製品の購入など、障害者施設の受注機会の拡大を図っていく。

『取組指標』の分析と評価結果

1 取組指標の評価 【※ 実績値は、各年度末における最新数値】 評価結果の平均値（A） 2.3

<評価基準> 4：達成率 ≥ 100%・前年比伸び率 ≥ 0% 3：達成率 ≥ 100%・前年比伸び率 < 0% 2：達成率 < 100%・前年比伸び率 ≥ 0% 1：達成率 < 100%・前年比伸び率 < 0%

番号	指標名	項目	現状値(計画)	H22	H23	H24	H25	H26	H27
1	市内にある障害者自立支援通所施設の定員【人】	目標値	-	255	255	265	277	277	277
		実績値	227	250	270				
		達成率 伸び率	- -	98.0 10.1	105.8 8.0	109.4 7.4			
		評価	-	2	4	4			
2	雇用障がい者数【人】	目標値	-	150	161	172	183	194	207
		実績値	139	135	140	150			
		達成率 伸び率	- -	90.0 ▲ 2.8	86.9 3.7	87.2 7.1			
		評価	-	1	2	2			
3	手話通訳や点訳などのボランティア登録者数【人】	目標値	-	87	87	92	97	102	107
		実績値	87	82	97	86			
		達成率 伸び率	- -	94.2 ▲ 5.7	111.4 18.2	93.4 ▲ 11.3			
		評価	-	1	4	1			
4		目標値							
		実績値							
		達成率 伸び率							
		評価							

【指標に影響を与えた主な要因】

- ◎ 生活介護事業所「風の森」の開設により、定員が増加した。
- ◎ 障がい者の雇用者数は増加しているものの、目標値は下回っている。しかしながら、障害者雇用事業者が2社増加し、障がい者雇用率も増加した。
- ◎ 平成24年度から、ガイドヘルパー事業が廃止されたことにより、ボランティア登録者数が減少した。

2 指標で表すことが困難な成果

- ◎ 健診により、発達障がいの疑いのある子どもを早期発見するとともに、その保護者が成長に応じた支援の必要性を理解した上で療育に取り組むため、相談支援体制を整え、“児童デイサービス事業”を実施することにより、早期療育を促進した。
- ◎ 『障害者相談支援事業』をはじめとした、障がい者及びその家族への必要な情報の提供、支援を行うことにより、不安が解消され、適切なサービスが提供されている。
- ◎ 障がい者が住み慣れた地域の中でいきいきと生活できる環境づくりのため、『知的障害啓発事業』等により、障がいについての理解と啓発を図る事業を実施した。

『主要事業』に係る事業評価表の評価結果

1 主要事業の評価

番号	主要事業名	H24事業費【千円】	事業評価表の評価結果		
			有効性	効率性	廃止の影響
1	難病患者等支援事業	174	3	3	4
2	相談員設置事業	444	4	3	4
3	社会福祉施設整備・設備整備助成事業	18,305	4	4	4
4	(知的・身体) 障害者レクリエーション事業	830	3	3	3
5	在宅者紙おむつ給付事業	732	3	3	3
6	身体障害者福祉会助成事業	653	3	3	3
7	心身障害者扶養共済事業	1,760	3	3	3
8	重度障害者タクシー料金助成事業	5,758	3	3	3
9	ライフサポート事業	2,080	4	4	3
10	在宅サービス利用者等軽減助成金事業	853	3	3	3
11	障害者自立支援給付(障害者福祉サービス)事業	761,075	4	4	4
12	障害者(児)補装具給付事業	7,740	4	3	3
13	自立支援医療(更正医療)給付事業	21,332	4	4	4
14	特別障害者手当等給付事業	24,514	4	4	4
15	重症心身障害者児童扶養手当給付事業	5,360	3	3	4
16	身体障害者移動等支援事業	1,255	3	3	3
17	コミュニケーション支援事業	1,032	3	3	4
18	日中一時支援事業	32,264	3	3	4
19	外出介護事業	1,911	3	3	4
20	日常生活用具給付事業	14,312	3	3	4
21	訪問入浴サービス事業	2,233	3	3	4
22	地域活動支援センター事業	15,493	3	3	4
23	精神障害者医療費助成事業	7,890	3	3	3
24					
25					
評価結果の平均値(B)		3.4	3.3	3.2	3.6

『取組』の有効性・必要性・緊急性の評価結果

1 取組の有効性等の評価 評価結果の平均値 (C) 2.7

番号	評価項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	コメント欄
1	有効性 4. 想定どおりの成果 3. 概ね想定どおりの成果 2. 一定の成果 1. 想定した成果なし	4	4	3				◎ 障害福祉サービスの実施により、障がい者の地域での自立した生活を促進していることから有効である。 ◎ 発達障がいの疑いのある子どもについての相談支援と早期療育のため、“児童デイサービス事業”の実施により、障がいの軽減ができることから有効である。 ◎ 知的障害者についての理解と啓発を図る事業を実施することで、障がい者が住み慣れた地域の中でいきいきと生活することができる環境の整備が図られることから有効である。
2	必要性 4. 極めて高まっている 3. 高まっている 2. 一定程度高まっている 1. 高まっていない	4	4	3				◎ 本市の総人口に対する障害者の比率は、年々増加傾向（特に精神障害者）となっており、障害者施策に対する必要性は高まっている。（H20：3.54%、H21：3.71%、H22：3.83%、H23：3.91%） ◎ 障がい者が住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるよう、就労及び日中活動の場の確保が求められており、ハローワークとの連携による相談支援とともに、施設整備による福祉的就労及び日中活動の場の確保が必要になっている。 ◎ 『早期療育システム』の構築により、発達障がいの疑いのある子どもへの早期療育を総合的に推進する必要がある。
3	緊急性 4. 極めて高まっている 3. 高まっている 2. 一定程度高まっている 1. 高まっていない	4	2	2				◎ 発達障がいの疑いのある子どもの早期療育を推進するため、増加する保護者の相談に対する支援体制の強化と利用者が増加している“児童デイサービス”の定員増加を図る必要がある。 ◎ 社会環境の変化による精神疾患・障がいが増加しており、今後、定員を超える利用が見込まれる『精神障がい者通所施設』の新設等により、多様な対応を行える環境整備が必要である。 ◎ 障がい者をめぐる環境変化に着実に対応していくため、緊急性は一定程度高まっている。

『取組』の総合評価と今後の展開方向

1 総合評価 <評価基準> 4～3.6：順調 3.5～3：概ね順調 2.9～2：一部に改善を要する 1.9～1：全体的に改善を要する

取組の評価			コメント欄
2.8	一部に改善を要する		◎ 障がい者が住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるよう、就労及び日中活動の場の確保が求められており、ハローワークとの連携による相談支援とともに施設整備による福祉的就労及び日中活動の場の確保が必要になっている。 ◎ 平成24年4月の「障害者自立支援法」の改正により、障害福祉サービスを利用する際には、サービス等利用計画の作成が必要となり、平成24年度～26年度の3年間で利用者全員がサービス等利用計画を作り、平成27年度には完全施行という予定になっている。このため、現在の相談支援専門員の人数では対応できない可能性があり、相談支援事業所との調整が必要である。 ◎ 発達障がいの疑いのある子どもを早期発見するとともに、その保護者の相談支援体制を整えながら、“児童デイサービス”や幼稚園・保育所での支援を実施するため、早期療育施設を中心に保健・福祉・教育が連携した総合的な早期療育を行う体制として、『早期療育システム』を構築・推進していく必要がある。 ◎ 社会環境の変化による精神疾患・障害が増加しており、今後、定員を超える利用が見込まれる『精神障がい者通所施設』の新設等により、多様な対応を行える環境整備が急務になっている。
各評価結果の平均値			
取組指標の評価結果 (A)	主要事業の評価結果 (B)	有効性等の評価結果 (C)	
2.3	3.4	2.7	

2 取組の基本方針別 今後の展開方向 <展開方向> 拡充(順調) 拡充(改善必要) 継続推進 縮小

番号	取組の基本方針	H22	H23	H24	H25	H26	H27	今後の展開方向
1	地域での生活環境の整備	拡充	継続推進	継続推進				障がい者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、相談支援体制を充実させるとともに、施設整備が求められている生活介護施設など、日中活動の場を施設整備により確保を図っていく。 社会環境の変化による精神疾患・障がいが増加しており、今後定員を超える利用が見込まれる精神障がい・発達障がいの通所施設の新設等により、多様な対応を行える環境整備を行っていく。
2	在宅福祉サービスの充実	拡充	継続推進	継続推進				今後、さらに障がい者の重症化や高齢化が進むことが予想されるため、障がい者と家族が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、相談支援体制を充実し、福祉サービスの利用計画の作成など、在宅福祉サービスの充実を図り在宅生活の質の向上を目指していく。
3	就労の支援	拡充	継続推進	継続推進				障がい者の雇用確保のため、ハローワークとの連携による相談支援とともに、今後、利用者の増加により定員超過が見込まれる就労支援施設など、福祉的就労施設については、施設整備による確保を図っていく。
4	社会参加の環境整備	継続推進	継続推進	継続推進				市役所や公共施設での授産製品の購入や販売など、障がい者が社会参加しやすい環境づくりに努め、支援ボランティアや地域の理解・協力を得ながら、障がい者が住み慣れた地域で自分らしく生活できる環境を整備していく。
5								

【その他留意事項】

・発達障がいの疑いのある子どもを早期発見するとともに、子ども早期療育支援センター『はぐくみ』において、その保護者の相談支援体制を整えながら、“児童デイサービス事業”で早期療育を行っているが、これは“ふくろい5つのゼロ作戦”のうち、『発達障がいの心配ごとゼロ作戦』として実施されるものである。